

岩出図書館公衆無線LAN利用規約

令和8年8月21日制定

(目的)

第1条 この規約は、施設利用者の調査研究及び情報収集を一層支援し、利便性の向上を図るため、岩出市立岩出市図書館（以下「図書館」という。）が整備した無線によるインターネット接続環境（以下「無線LAN」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(管理責任者の設置等)

第2条 無線LANの適正な管理を行うため、無線LAN管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとする。

2 管理責任者は、図書館長をもって充てる。

(サービス提供内容)

第3条 本サービスを利用することができる者（以下「利用者」という。）は、次条により、無線LANを利用してインターネットに接続できるものとする。

(利用場所及び利用時間)

第4条 無線LANを利用することができる場所及び時間は、別表のとおりとする。ただし、利用時間については管理責任者により、変更できるものとする。

(利用者の資格)

第5条 利用者は、次の各号のいずれにも該当する個人に限る。

- (1) 法人その他の団体による組織的な利用でないこと。ただし、管理責任者が特に必要と認める場合は、この限りではない。
- (2) 営利目的での利用でないこと。
- (3) 規約に同意し、適切な利用を行う意思を有すること。

(本サービスの利用)

第6条 利用者は本サービスの利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他関係法令を遵守しなければならない。

2 利用者は、自己の費用と責任において、本サービスの利用に必要な通信機器及び電源の準備及び設定を行うものとする。

3 本サービスを利用するための図書館への申請等は不要とする。ただしこの

規約に同意しなければ利用することができない。

- 4 利用者がインターネット上の有料サービスを利用する場合、その費用は利用者が負担する。
- 5 利用者持込機器の管理及びセキュリティ対策は、利用者が個人の責任において行うものとする。

(サービスの中止等)

第7条 管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する場合は本サービスを中止することができるものとする。

- (1) システム保守、災害、停電その他のやむを得ない事由又は工事を定期的又は緊急に行う場合
- (2) その他管理責任者が本サービスの運用上、一時的な中断が必要であると判断した場合

2 本サービスの中止等により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、理由は問わず、図書館は一切の責任を負わないものとする。

(利用停止)

第8条 管理責任者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用を停止することができる。

- (1) 第9条で禁止している事項に該当する行為を行った場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この規約に違反した場合
- (3) その他利用者として不適切であると管理責任者が判断した場合

(禁止事項)

第9条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の利用者、第三者のプライバシー権その他の権利を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為
- (2) 図書館に不利益又は損害を与える行為及び与えるおそれのある行為
- (3) 誹謗中傷する行為
- (4) 公序良俗に反する行為、又はそのおそれのある行為、もしくは公序良俗に反する情報を提供する行為
- (5) 犯罪行為又は犯罪に結びつく行為、その他法令に違反する行為
- (6) 性風俗、宗教、政治に関する活動
- (7) ファイル共有ソフトの使用及び著しく大量なデータの通信
- (8) 本サービスの運用に支障を及ぼす、又はそのおそれのある行為
- (9) 図書館が不適切と判断する行為

(免責等)

第10条 管理責任者は、本サービスの内容及び利用者が無線LANを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、有用性等について、いかなる保証も行わないものとする。

2 本サービスの提供、遅延、変更、中止又は廃止、本サービスを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消去、利用者のコンピューターウイルス感染等による被害、データ破損、漏えい、その他本サービスに関連して発生した利用者の損害について、図書館は一切の責任を負わないものとする。

3 管理責任者は、本サービスの適切な運用のため、特定のウェブサイトへの接続を制限し、又は利用者のアクセスログを記録することができる。

(個人情報の取り扱い)

第11条 利用者は、本サービスの利用にあたり必要となる個人情報の提供に同意するものとする。

2 提供された個人情報は、法令に基づき警察等から開示を求められた場合に応じることがあり、また、個人を特定できないよう加工した統計資料として利用することがある。

(規約の変更)

第12条 管理責任者は、利用者の承諾を伴わずに、この規約を変更することができる。

附 則

この規約は、令和8年8月21日から施行する。

別表（第4条関係）

利用場所		利用時間
岩出市立岩出図書館 (本館)	岩出市根来 1472 番地の 1	図書館が開館している 時間